

定 款

株式会社エクサウィザーズ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エクサウィザーズと称し、英文では ExaWizards Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 人工知能及び人工知能に関する各種技術の研究、企画、設計、開発、販売、賃貸、運用・保守
2. 人工知能の各種技術を応用したシステムの研究、企画、設計、開発、販売、賃貸、運用・保守
3. ロボット装置・ロボット制御装置その他ロボットに関する研究、企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、運用・保守
4. コンピュータシステム、情報システム、通信システム、その周辺機器、関連機器並びに各種ソフトウェア・プログラムの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、運用・保守
5. システムインテグレーション業務
6. 知的財産権（工業所有権・特許権・著作権・商品化権・出版権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理
7. ヘルスケアに関する技術・事業の研究開発及び支援
8. セミナー、イベント、講演会、研修会等の企画、開催及び運営
9. 書籍、教材等の企画、制作、出版、販売及び仲介
10. 衣料品、装身具、家庭用電気製品、スポーツ用品、医薬品、医療機器、介護用品、食料品、酒類等の企画、製造、売買及びその仲介
11. スポーツ、宿泊、飲食、文化、娯楽、美容、医療、福祉及び研修教育等の各種施設・設備の経営及び関連する役務提供
12. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
13. 放送事業
14. 各種情報処理サービス及び情報提供サービス
15. 映像、音楽その他のソフトウェアの企画、制作、販売及び仲介
16. 通信システムによる情報、画像、楽曲の配信、販売及び仲介
17. 電子商取引及び電子決済システムの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、運用・

保守及びその代理業

18. 電子決済等代行業
19. 旅客自動車運送事業
20. 貨物自動車運送事業
21. 貨物利用運送事業及び運送取次事業
22. 倉庫業並びに物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理業務
23. 古物売買業
24. 通信販売業
25. 投資業
26. 金融商品仲介業
27. 金融商品取引業
28. 金融業
29. 貸金業及びその仲介業
30. 集金代行業
31. クレジットカード事業
32. 保険業
33. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務及びその仲介業
34. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理、運用及び鑑定業
35. 物品賃貸業及びその仲介並びに代理業
36. 広告宣伝の企画、制作及び広告代理業
37. 旅行業法に基づく旅行業及びその代理業
38. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
39. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
40. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、301,232,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他の株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主総会において議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。

(電子提供措置等)

- 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議 長)

- 第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することがで

きる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役1名のときは、当該代表取締役を社長とする。代表取締役を複数置くときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長1名を選定する。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から会長1名、副社長、専務及び常務各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第22条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務

を代行する。

(取締役会の設置)

第23条 当会社に取り締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等で

あるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社に監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、監査役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社に会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第49条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第50条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

2016年5月1日 改定

2017年6月29日 改定

2017年10月1日 改定

2017年12月11日 改定

2018年3月19日 改定

2018年6月28日 改定

2019年6月28日 改定

2020年6月19日 改定

2021 年 2 月 15 日 改定

2021 年 8 月 12 日 改定

2021 年 8 月 28 日 改定

2022 年 6 月 28 日 改定